

令和元年度第3回 事業評価監視委員会審議案件一覧

事業区分	事業名	事業採択年度	前回評価年度	再評価理由(事後評価)		特に重点的な審議を要する案件 事務局(案)						備考
				⑤の理由		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	重点の理由	
道路	1 一般国道298号 東京外かく環状道路(千葉県区間)	S45	H28	④	—	一括	—	—	—	—	—	—
	2 一般国道6号 千代田石岡バイパス	H10	H28	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要性が生じたため	重点			○			軟弱地盤対策の実施により推定事業費が顕著に増加するため
	3 一般国道17号 渋川西バイパス	H16	H29	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要性が生じたため	重点			○			軟弱地盤対策の実施により推定事業費が顕著に増加するため
河川	4 利根川総合水系環境整備事業(鬼怒川環境整備)	H13	H29	⑤	整備箇所が追加されたため	重点	○					水辺整備の整備箇所追加に伴い受益範囲が変更となったため
	5 利根川総合水系環境整備事業(小貝川環境整備)	H18	H29	⑤	整備箇所が追加されたため	重点	○					水辺整備の整備箇所追加に伴い受益範囲が変更となったため

◆再評価理由

- ①: 事業採択後3年が経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年が経過した時点で継続中の事業
- ③: 準備・計画段階で3年が経過している事業
- ④: 再評価実施後5年が経過している事業
(経過措置で、審議件数を平準化するために実施)
- ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性が生じた事業

◆重点審議案件の選定

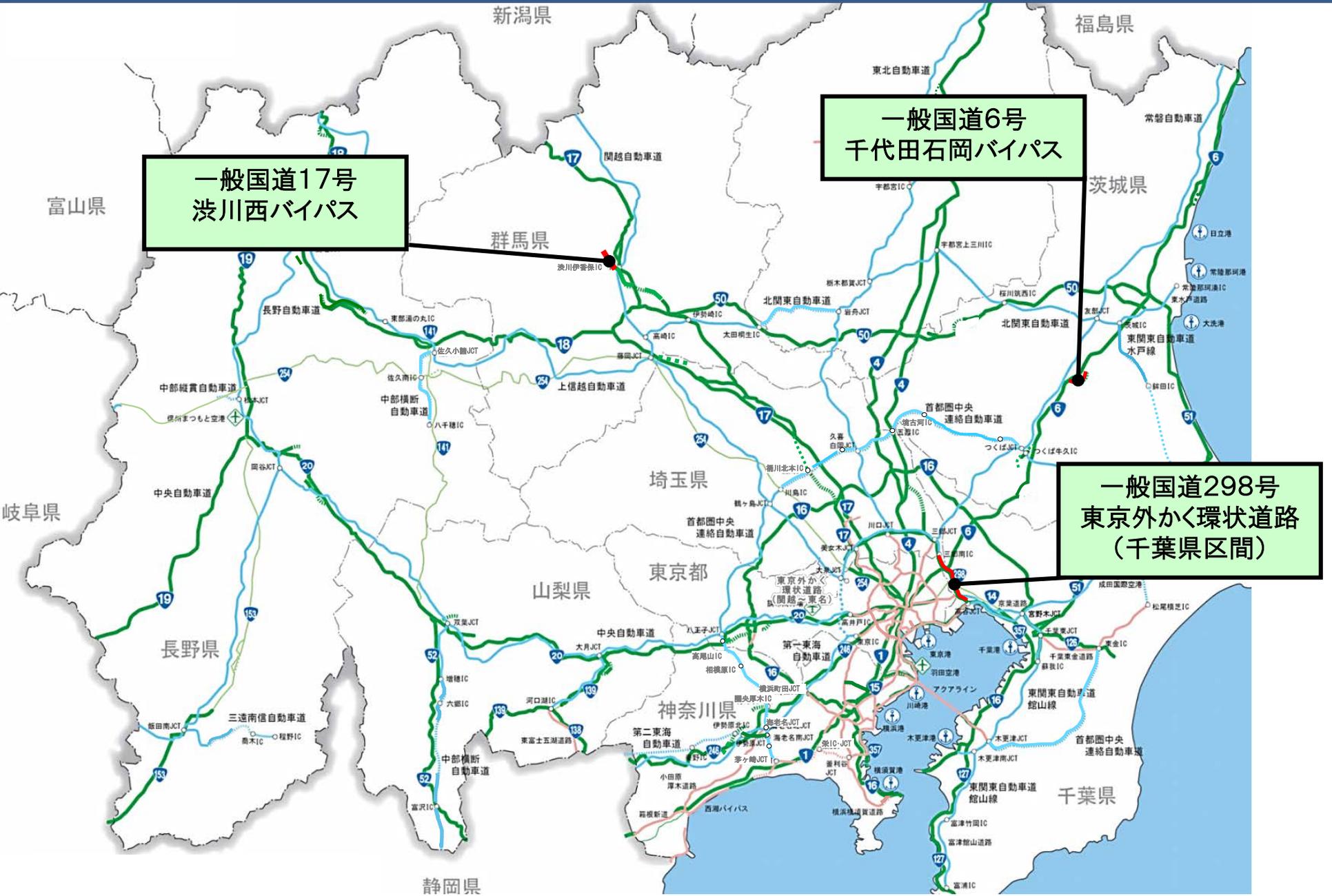
- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
- (b) 推定便益が顕著に減少する事業
- (c) 推定事業費が顕著に増加する事業
- (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e) その他の要因

審議件数(再評価) 5件

◆一括審議案件の選定

前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、重点審議案件として扱う。

第3回事業評価監視委員会 道路事業位置図



第3回事業評価監視委員会 河川事業位置図

